

犯罪被害者及びそのご家族又はそのご遺族への支援について

福祉部福祉課

【国・県等の動向】

犯罪被害者基本法（平成16年法律第161号）が平成16年12月に制定、平成17年12月には犯罪被害者等基本計画が策定されている。犯罪被害者基本法第5条に地方公共団体の責務が示されている。

長野県では、令和4年3月に長野県犯罪被害者等支援条例（令和4年長野県条例第10号）が制定され同年4月から施行されている。

また、令和5年5月に中野市で発生した殺害事件を契機として、県内市町村での犯罪被害者等への支援の取組が加速している（R6.10.21現在：県内19市中16市の自治体が犯罪被害者等支援条例を施行）。

【犯罪被害者等支援のための仕組み】（資料No.2-2）

誰もが突然犯罪等に巻き込まれる可能性がある。犯罪被害者等は、心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的苦痛といった二次被害にも苦しめられることがある。

犯罪被害者等の方々が抱える様々な問題に対応するためには、関係機関が連携し、被害者等の状況に応じた適切かつ途切れない支援が必要となる。

犯罪被害者等の方々を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため「飯田市犯罪被害者等支援条例」を制定し、取組を推進していく。

1 対象となる犯罪行為

- ① 人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科される行為。具体的には、殺人、傷害、強盗、暴行、強制性交、詐欺、交通犯罪、監禁、誘拐等
- ② 上記①に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（ストーカー行為、DV、児童虐待など）

2 支援対象者

- ① 犯罪行為による被害者
 - ② 犯罪行為により被害者となった遺族・家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）
- ※条例施行予定の令和7年4月1日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害者（市民）が対象

3 主な支援内容

- ① 総合相談窓口の設置
犯罪被害に関する相談、各相談窓口の案内、庁内関係部署・関係機関との連携・調整 など
- ② 支援金の支給
遺族または被害者の経済的な負担軽減を図るため、支援金を支給する。

○遺族支援金 … 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族に支給
○重症病支援金 … 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に給付

- ③ 日常生活の支援
遺族または被害者及びその家族が、被害からの早期回復や経済的な負担軽減を図るため、日常生活を営む上で必要な民間又は公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成する。

○家事育児・介護支援
調理、洗濯、清掃、買出し等が困難になった場合に受けるサービスに要する費用

○配食支援
食事を用意することに支障がある場合に受ける配食サービスに要する費用

○一時保育支援
就学前の子の家庭での保育に支障がある場合に受ける一次保育に要する費用

○カウンセリング
犯罪被害による精神的被害の軽減又は回復のために精神科診療等に要する費用

○弁護士相談
犯罪に関する法律問題について弁護士に相談をする際に要する費用

○転居支援
従前の住居に居住することが困難である場合に行う引越しに要する費用

○報道対応支援
報道機関の対応を弁護士に依頼する場合に要する費用

【制定する条例・要綱】

- ① 飯田市犯罪被害者等支援条例
 - ・犯罪被害者等を社会全体で包括的に支援することを目指す理念条例を制定する。
- ② 飯田市犯罪被害者等支援助成金交付要綱
 - ・支援の実効性を担保するため、具体的な支援内容等については要綱を制定する。

【飯田市地域福祉計画との関係性】

第3期飯田市地域福祉計画（令和7年度～10年度）において、犯罪被害者等への支援について明記し、取組を推進していく。

【今後のスケジュール】

令和6年12月16日	社会文教委員会協議会（骨子案の説明、意見聴取）
令和7年1月6日	パブリックコメント募集（令和7年2月4日までの30日間実施）
令和7年1月15日	犯罪被害者等支援条例制定の議案書提出（総務文書課）
令和7年2月6日	例規審査委員会
令和7年3月21日	令和7年第1回定例会議決予定
令和7年4月1日	犯罪被害者等支援条例施行

【参考】

○犯罪被害者基本法

（基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担をふまえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。